

固定資産台帳の計上単位に係る検討

○「中間とりまとめ」における関連する記述

- ・道路等のインフラ資産については、超長期にわたる継続的な行政サービスの提供（運用・管理）が前提となり、対象範囲が広く、数量・金額も多い中で財務書類全体に与える影響も大きい。既存の法定台帳等には固定資産台帳を整備するのに必要な情報が必ずしも網羅されているとは言えない状況である。このため、普及促進の観点から、インフラ資産については簡便的な方法についての工夫や配慮を検討すべきである。

○課題・論点と整理の考え方

①原則

- ⇒ 固定資産台帳の整備目的については、財務書類の補助簿として、また、資産管理の観点の基本となるべきところであり、この整備目的を達成するためには、計上単位について、(1)「現物とのトレース（実査）が可能であること」が必要ではないか。更には、(2)「取替や更新を行う単位毎」に計上することが重要であると考えられる。これを原則とし、例外をどこまで許容することができるのかを個別的事項に照らして検討することとしてはどうか。

②個別的事項

○インフラ資産

- ・新地方公会計モデルでは「固定資産台帳に記載すべき1単位（口座）は、棟、個、台、筆、㎡、m等の基本単位とする。但し、例外として、道路、水路、河川等、1区間単位の価額算定が困難な場合に限り、年度単位に供用開始した合計数量（延長キロ等）をもって記帳単位（口座）とすることも妨げない。」とされている。

開始時においては年度単位での計上も事務の煩雑性から許容できるとする現行の取扱いを踏襲するか。また、開始後においても年度単位で計上することは妥当か否か。

- ⇒ 道路を例にすると、地方公共団体では道路台帳が整備されており、道路台帳は路線単位での取扱いになっていることから、計上の基本は路線単位と考えられるが、開始時については一度の事務負担が多いため、これまでの経緯を踏まえ年度一括計上を許容すべきではないか。ただし、その際、現物とトレースできないものがどの程度なのかは検証が必要と考えられる。

開始後については、道路の管理は整備年度単位よりは路線単位で行われていることが想定されるため、更新が行われたタイミングで路線単位等の管理にすることとし、精緻化を図っていけば良いのではないかと考えられる。

○事業用資産

⇒ 事業用資産については、①原則を適用することが望ましいと考えられる。つまり、建物躯体と電気設備、空調設備等の建物附属設備について、一体計上だと、設備を除却した際、除却したことを台帳に適切に反映できないため、分けて計上する必要があると考えられる。

開始時において、躯体と各種附属設備をまとめて計上することについては、これを許容すると、多くの地方公共団体でまとめた形で計上することが想定される。しかしそうした場合、上述のとおり、除却した際に、その事実を適切に台帳に反映することが困難になるため、開始時においてもまとめて計上することは認めず、躯体と設備は分けて計上すべきではないか。ただし、分けて計上する場合は簡便な計上方法を検討すべきか。

○附属設備（工作物）に係る取扱い

<インフラ資産>

・道路を例にすると、新地方公会計モデルでは、街灯、ガードレール、標識等の附属設備については、道路の取得価額に含めることとされ、一体的な管理は許容されている。

⇒ これについても、インフラ資産と同様に、開始時はこれまでの取扱いの経緯もあるため、一体的な管理を許容することとし、開始後は、更新が行われたタイミングで個別単位の管理にすることとし、精緻化を図っていけば良いのではないか。

<事業用資産>

⇒ 事業用資産の工作物（門、柵、塀等）については、①原則を適用し、個別単位の管理とすれば良いのではないか。

○台帳整備案

・他の検討項目を整理した上で、また、「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」における検討を踏まえ、最終的に整理する。